

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 本町の区域内に所在する建築物で常時無人の状態にあるもの又はその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 次に掲げる状態をいう。
 - ア、老朽化又は台風、地震等の自然災害によって、建築物が倒壊し、又は建築物に用いられた建築材料が飛散し、若しくははく落することにより、人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態。
 - イ、空き家等に不特定の者が侵入することにより犯罪が誘発される恐れがある状態。
 - ウ、当該敷地内にある樹木又は雑草が繁茂し、放置され敷地周辺の生活環境の保全に支障を及ぼす状態。
- (3) 所有者等 町内に所在する建築物又はその敷地を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 自治会等 周防大島町自治会振興奨励金交付要綱（平成16年周防大島町告示第6号）第2条に定める自治会及びこれに準ずる町民等の共同体をいう。

(基本理念等)

第3条 空き家等の適正な管理は、空き家等の有効活用が地域づくりの推進に寄与し、空き家等の放置が生活環境の保全及び安全安心なまちづくりに多大な影響を与えるものであるという認識の下に、所有者等、自治会等及び町が相互に連携して推進されなければならない。

- 2 管理不全な状態である空き家等の所有者等と当該空き家等により被害を受けるおそれがある者との間における紛争は、民事による解決を優先するものとする。

(責務等)

第4条 空き家等の所有者等は、前条第1項に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、当該空き家等の適正な管理に努めるものとする。

- 2 自治会等は、基本理念にのっとり、空き家等について、所有者等に対し、周辺に迷惑を及ぼすことがないように連絡その他当該空き家等の適正な管理について必要な対策を要請するよう努めるものとする。
- 3 町は、基本理念にのっとり、空き家等の有効活用、空き家等の適正管理に関する啓発その他必要な施策を実施するものとする。

(情報提供)

第5条 自治会等は、前条第2項の規定にもかかわらず、同条第1項に定める適正な管理が行われない空き家等について町長に対し、情報の提供をすることができる。